

環自総発第2103265号
子保発0326第2号
子家発0326第5号
子母発0326第1号
社援地発0326第1号
社援保発0326第1号
障障発0326第1号
障精発0326第1号
老認発0326第1号
令和3年3月26日

都道府県・指定都市・中核市	保育主管部（局）長	}	殿
都道府県・指定都市・中核市	児童福祉主管部（局）長		
都道府県・指定都市・中核市	母子保健主管部（局）長		
都道府県・指定都市・中核市	民生主管部（局）長		
都道府県・指定都市・中核市	障害保健福祉主管部（局）長		
都道府県・指定都市・中核市	介護保険主管部（局）長		

環境省自然環境局総務課長	（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局保育課長	（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長	（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長	（公印省略）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長	（公印省略）
厚生労働省社会・援護局保護課長	（公印省略）
厚生労働省庁社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長	（公印省略）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長	（公印省略）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長	（公印省略）

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」の策定について（周知）

日頃より社会福祉行政及び動物愛護管理行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方、ペットの飼育に絡んだ様々な問題が生じています。中でも飼い主、動物、周辺環境に大きな影響を与える不適切な多頭飼育に起因する問題（以下、「多頭飼育問題」という。）が、地方公共団体に

における動物の殺処分削減の取組を大きく妨げている状況にあります。

令和元年度の動物愛護管理法改正では、多頭飼育問題への一層の対応の強化を図る観点等から、犬又は猫のみだりな繁殖を防止するための繁殖制限措置がその所有者に義務づけられたほか、公衆衛生、福祉等に関する業務を担当する地方公共団体の部局、民間団体との連携の強化に関する事項及び地域における、犬、猫等の動物の適切な管理等に関する事項が新たに規定され、昨年6月に施行されたところです。

多頭飼育問題の背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立による生活困窮等の問題があり、社会福祉的な支援を必要とする飼い主が多いこと、再発リスクが高く、根本的な解決のためには動物への対処のみならず飼い主に働きかける必要があること等から、今般、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を策定しました。

本ガイドラインでは、多頭飼育問題への円滑な対応のため、社会福祉部局、動物愛護管理部局をはじめとする多様な関係主体が連携・協働し、多頭飼育問題の予防と解決に向けて取組を進めるための基本的な考え方、留意点、対応事例等を整理しています。つきましては、本ガイドラインについて、関係機関、関係団体等に周知を図るとともに、日頃から動物愛護管理部局、社会福祉部局間で情報交換を行える体制を構築する等、多様な主体との連携による、地域ごと、事案ごとの実情に応じた多頭飼育対策の実施に向け、動物愛護管理部局に御協力いただく際の参考として御活用いただくようお願いいたします。

併せて、都道府県社会福祉部局におかれましては、貴局管内の市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）の関係部局に周知するとともに、社会福祉関係者へ周知するよう依頼願います。また、各都道府県の地域福祉支援計画及び市町村の地域福祉計画の策定及び見直しの際にも参照していただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドライン策定に係る通知は、環境省より都道府県・指定都市・中核市の動物愛護管理主管部局に送付しております。

（別紙）

- ・ 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」（概要版）

（参考）

- ・ 「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」（令和3年3月）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html